

# 2025年2月のよてい

日	月	火	水	木	金	土
						1 閉所
2 閉所	3	4	5	6 家族相談	7	8 閉所
9 外出企画	10 さろんdeぼ～の	11 建国記念日 閉所	12	13	14	15 閉所
16 閉所	17	18	19	20	21	22 閉所
23 天皇誕生日 閉所	24 振替休日 閉所	25	26	27	28	

**おしらせ**  
3月の音と動きのワークショップは3/9(日)開催です！

家族相談 ～相談員とお話し会～  
「障害のある方の通院先」をテーマにして相談員と参加者でお話をしましょう

**日時** 2025年2月6日(木)13:30～15:00

**場所** 地域生活支援センターあけぼの

**相談員** 府中市肢体不自由児者父母の会 顧問 河井 文 さん

**応募条件** 障害のある方のご家族

**お申込み〆切** 申込フォーム・電話いずれかでお申込みください。  
2025年2月5日(水)〆切  
\*お申込みいただいた方は全員ご参加いただけます。当日直接会場にお越しください。

地域生活支援センターあけぼのでは、障害のある方やそのご家族から通院先についてご相談いただくことがあります。内科は？整形外科は？歯科は？意見書はどこで書いてもらえるの？家族相談の相談員の河井さんと一緒にそんな悩みをお話します。



お申込フォームQR



# さろんdeぼ～の

高次脳機能障害をお持ちの方々にお集まりいただき、生活の中で困っていること、工夫していること、障害のことについて話したり、簡単なゲームなどを通してリハビリを行います。

**日時**：2月10日(月) 13:30～15:00頃

\*参加ご希望の方はご連絡ください\*



ちいき せいかつ しえん 地域生活支援センターあけぼの げっかん 月刊つうしん

SSKS

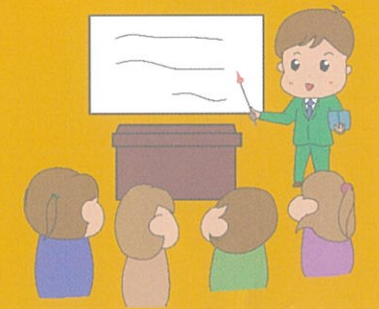
# ぼ～のぼ～の！

2025

☆ 2月号 No.259 ☆

2024年12月9日開催 地域生活支援センターあけぼの学習会

## 高齢障害者の介護保険と 障害福祉サービス 報告と特集



今月号は12月に開催した学習会の様子や内容をまとめました

社会福祉法人あけぼの福祉会  
地域生活支援センターあけぼの

〒183-0056 東京都府中市寿町3-9-11 山上ビル1階  
電話：042-358-1085 / FAX：042-336-9085  
メール：siencenter@akebono.fuchu.tokyo.jp

開所時間



(月) (水) (金)  
10:00～19:00  
(火) (木)  
10:00～17:00  
第2・4・5 (日)  
10:00～17:00



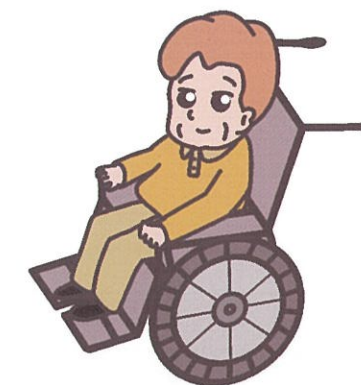
センターメールQR

発行所 特定非営利法人障害者団体定期刊行物協会の定価50円  
〒157-1007 東京都世田谷区砧6-26-21

2024年12月9日開催 地域生活支援センターあけぼの学習会 講師:仙北屋 雅人先生（東京未来大学 福祉保育専門学校講師）

# 高齢障害者の介護保険と 障害福祉サービス の報告です

障害のある方が地域で安心して生活するためには、障害福祉サービスはかかせません。  
この学習会では、65歳になったとき、障害福祉サービスは何か使えるのか？介護保険の利用料はどうなるのか？介護保険との関係はどうなるのか？サービスの違いや制度のことなどを学びました。

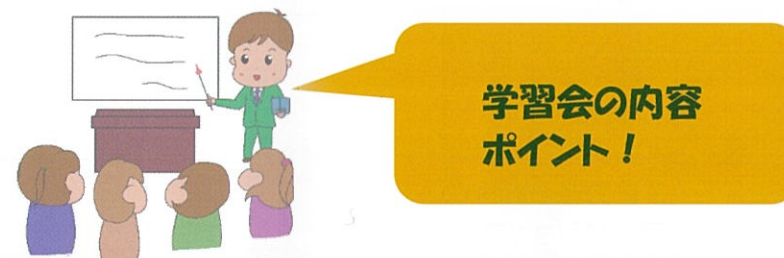


写真右最前列に講師の仙北屋先生  
写真左最前列は手話通訳の方です

午後6時半からプラッツで学習会を開催しました。障害当事者の方・障害のある方のご家族・障害支援の関係者のほか、今回は、地域包括支援センターの方など高齢者の支援関係者の参加がたくさんありました。  
参加申込時に事前質問もいくつもいただき、開催前からみなさんの関心の高さがうかがえました。

## 参加者のみなさんからの質問

- Q.65歳になると利用できなくなる福祉サービスはありますか？  
A.居宅介護など同じサービスが介護保険にもある場合は介護保険が優先になります \*あけぼの注記:就労移行支援は65歳未満までが対象
- Q.障害の相談支援専門員がいる場合、介護保険も利用することになったらそれぞれが計画(プラン)をたてるのでしょうか？  
A.原則ケアプラン(介護保険)にまとめることとなります。分けることもあります。
- Q.40歳以上の特定疾病の障害者は介護保険を受けた方がいいのでしょうか？  
A.基本は介護保険が優先です。
- Q.あと数年で65歳になるが、車いすはその前に作らないと負担が変わるのでしょうか？  
A.レンタルがあるものは介護保険が優先、オーダーメイドのものは障害の取り扱いになります。  
\*あけぼの注記:障害の状況に合わせて個別に制作するものは補装具の判定をして支給されるため、現状支給されている方が加齢に伴って支給されなくなることはありません。



- 介護保険優先原則**  
障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにあれば、介護保険サービスの利用が優先される
- 介護保険サービスと障害福祉サービスを併用できる要件**
  - ①介護保険サービスにない障害福祉サービス固有のもの  
同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等  
ほかにも以下のような場合も併用可能
  - ②支給量が介護保険サービスのみによって確保することができない場合
  - ③利用可能な介護保険サービス事業所又は施設が身近にない、利用定員に空きがない場合
  - ④介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、介護保険サービスを利用できない場合(非該当の場合等)

**高年齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減制度**

長年(5年以上)にわたり障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、利用者負担を軽減し、「1割負担をゼロに(償還)する。」  
※償還を受けるには事前に市町村障害福祉担当課への申請が必要

要件は次の3つ

- ① **所得の状況**  
65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当する
- ② **障害の程度**  
65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上
- ③ **その他の事情**  
65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと

※「相当障害福祉サービス」が対象  
【居宅介護】【重度訪問介護】【生活介護】【短期入所】  
相当介護保険サービス  
【訪問介護】【通所介護】【地域密着型通所介護】  
【短期入所生活介護】【小規模多機能型居宅介護】

地域生活支援センターあけぼのでは、来年度も学習会を開催予定です。くわしくは、ほ～のほ～の！でお知らせします。

